

令和3年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和3年4月12日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和3年度第1回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和3年4月12日（月） 午後2時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁4階 共用第1会議室
- 3 招集者 山口県知事 村岡 嗣政
- 4 開催通知を
発した日 令和3年3月30日
- 5 通知した議題
 - 第1号議案 会長、副会長の互選について
 - 第2号議案 響灘連合海区漁業調整委員会委員の選出について
 - 第3号議案 島根・山口連合海区漁業調整委員会委員の選出について
 - 第4号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について
 - 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
 - 報告事項2 響灘連合海区漁業調整委員会の結果について
 - 報告事項3 島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について
 - 報告事項4 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
 - 報告事項5 その他
- 6 出席者
(委員：15名)
吉村 正義、濱本 幾男、藤田 昭夫、西島 正明、森澄 一實、南野 市治、
久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦、仁保 宣誠、中
島 均、若林 敏江、近本 佐知子
(県及び事務局)

水産振興課	生産振興班	主幹	天社	こずえ
	漁業調整取締班	主査	松永	善文
萩・長門農林水産事務所		主査	勢登	章司
下関水産振興局		主査	魚津	勝
山口県日本海海区漁業調整委員会事務局		事務局長代理	土井	健一
		書記	伊藤	憲彦
- 7 傍聴人 なし
- 8 付議事項及び審議結果
 - 第1号議案 会長、副会長の互選について
→互選により、会長に濱本幾男委員、副会長に中島均委員を決定した。
 - 第2号議案 響灘連合海区漁業調整委員会委員の選出について

→森澄一實委員、中島均委員、宇都宮康彦委員、瀨本幾男委員を選出した。

第3号議案 島根・山口連合海区漁業調整委員会委員の選出について

→吉村正義委員、藤田昭夫委員、久原隆義委員、仁保宣誠委員、瀨本幾男委員を選出した。

第4号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について

→中島均委員を選出した。

報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について

報告事項2 響灘連合海区漁業調整委員会の結果について

報告事項3 島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について

報告事項4 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について

報告事項5 その他

→事務局及び水産振興課から報告を行った。

9 審議の概要

土井事務局長代理

ただ今から、第22期第1回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、15名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっております。しかしながら現時点で会長、副会長とも決まっております。このため最初に、会長の互選について審議していただくための仮議長を選出していただきたいと思っております。

事務局としては、慣例に従いまして、年長者の委員の方の中から仮議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

(異議なしの声)

土井事務局長代理

ありがとうございました。それでは藤田委員さんに仮議長をお願いいたします。藤田委員さん、よろしく申し上げます。

藤田仮議長

それでは会長が決定するまでの間、私が議事進行をさせていただきますので、ご協力方よろしく申し上げます。

まずは議事に先立ち議事録署名人を指名いたします。慣例により議事録署名人はアイウエオ順となっておりますので、宇都宮委員と久原委員に申し上げます。

それでは第1号議案「会長、副会長の互選について」を議題といた

します。

まず、最初に第1号議案のうち、「会長の互選」を行いたいと思います。事務局から説明してください。

伊藤書記 資料の1ページをお開き下さい。(資料に沿って説明)

藤田仮議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、会長の選出について、いかがいたしましょうか。どなたかご意見はありませんか。

南野委員 委員歴も長く、第21期の会長を務められており、経験豊富な濱本委員さんに引き続き会長をお願いしてはどうでしょうか。

藤田仮議長 ただ今、南野委員さんから濱本委員さんを会長に、との推薦がありましたが、いかがいたしましょうか。他に御意見ございますか。

委員 (異議なしの声)

藤田仮議長 ありがとうございます。全員の方の賛成をもちまして、それでは第22期山口県日本海海区漁業調整委員会の会長は濱本委員に決定いたします。濱本さんどうかよろしく願いいたします。

(拍手)

藤田仮議長 会長が決定しましたので、これをもちまして議長を交代させていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

濱本会長 ただ今、推薦をいただき、第22期の日本海海区漁業調整委員会の会長に就任いたしました濱本でございます。

第21期に引き続き、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

現在、当日本海区には、県内県外問わず大小様々な漁業調整問題がございます。そして漁業を取り巻く環境は以前にも増して厳しいものがあります。そのような中で、漁業者のための最善の解決策を導き出すには、委員や県の皆様の協力なくして、出来るものではありません。

つきましては、皆様には、今後ともご協力をよろしく申し上げ、簡単ですが、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

濱本会長

それでは議事を進行したいと思います。

続きまして、第1号議案のうち、副会長の選出をしたいと思います。副会長は、漁業法施行令第13条第2項にあるように、会長の私に何かあったときには、その職務を代理するという立場でございますが、いかがいたしましょうか。

仁保委員

そういう重要な立場ですので、副会長については会長自身が指名してはどうでしょうか

濱本会長

ただ今、仁保委員から副会長については、会長から指名をとの発言がありました。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

濱本会長

それでは、第21期でも副会長を務められ、経験豊富な、中島委員さんに副会長をお願いしたいと思います。
中島委員さん、皆さんよろしいですか

(異議なしの声)

濱本会長

それでは、第22期山口県日本海海区漁業調整委員会の副会長は中島委員に決定いたします。それでは、中島副会長さん、就任挨拶をお願いします。

中島副会長

中島です。どうぞよろしく願いいたします。昨年の12月に改正漁業法が施行され、資源管理を主体とした漁業の再興というものを進めていくことになっております。2年後には漁業権の切り替えという大きな行事もあります。引き続き会長を微力ながら補佐させていただきまして本県水産業の振興に少しでも寄与できるようにと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

濱本会長

次に連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会の委員の選出を議題としたいと思います。

第2号議案の「響灘連合海区漁業調整委員会委員の選出について」と第3号議案の「島根・山口連合海区漁業調整委員会委員の選出について」及び第4号議案の「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出について」を一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 資料の2ページをお開き下さい。(資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、事務局から説明がありましたが、両連合海区漁業調整委員会委員の選出はいかがいたしましょうか。

この連合海区漁業調整委員会は、主に対県漁業調整問題を協議していくことになろうかと思いますが、協議状況等も踏まえて、事務局から委員の案がありましたら述べてください。

伊藤書記 資料5ページの連合海区漁業調整委員会委員総括表をご覧いただきながら説明をしたいと思います。まず響灘連合海区でございますが、こちらは山口県と福岡県の県境問題やいかつり漁業の覚書の更新等について状況によっては激しい議論が交わされるという事から、従来より十分な知識と経験、高い交渉能力が求められるという事で、委員の選出にあたっては地理的要件と共に知識、経験等を勘案している経緯がございます。第21期につきましては森澄委員さん、濱本委員さん、廣田委員さん、中島委員さんで務められております。第22期の事務局案ですが、引き続きこの方針を踏襲させていただきたいと思っておりますので、森澄委員さん、宇都宮委員さん、中島委員さん、濱本委員さんをご提案させていただきたいと思います。

続いて、島根・山口連合海区漁業調整委員会でございます。こちらは山口県側の江崎支店と須佐支店からひき縄釣り等で島根県へ一方的に入漁すること等の協議が中心となります。従来から事前に当事者間で合意した内容を委員会で追認する形で協議が進められています。これまでは地域性を重視する形で当事者である江崎支店もしくは須佐支店の委員さん、阿武萩地区の委員さん、また大津長門の委員さんで構成されており、第21期については山根委員さん、吉村委員さん、藤田委員さん、濱本委員さん、仁保委員さんが務められております。第22期におきましても同じく地域性等を重視しまして当事者の漁協であります久原委員さん、吉村委員さん、藤田委員さん、濱本委員さん、仁保委員さんをご提案させていただきたいと思います。

濱本会長 ただ今、事務局案の説明がありましたが、意見はありませんか。

(異議なしの声)

濱本会長 特に意見もないようですので、第2号議案の響灘連合海区漁業調整委員会委員は、事務局案のとおり、森澄委員さん、中島委員さん、宇都宮委員さん、私の4名に決定いたします。

第3号議案の島根・山口連合海区漁業調整委員会委員は事務局案の

とおり、吉村委員さん、藤田委員さん、久原委員さん、仁保委員さん、私の5名に決定いたします。

ようございますか。

(異議なしの声)

濱本会長 続きます、広域漁業調整委員会委員の選出はいかがいたしまし
うか。この広域漁業調整委員会は、主に広域の資源管理を主体とした
協議をしていくことになろうかと思いますが、協議状況等も踏まえて、
事務局から委員の案がありましたら述べてください。

伊藤書記 当広域漁業調整委員会につきましては国の常設機関として設置され
ております。都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ漁獲
する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資
源の管理に係る漁業調整を行うものとなっております。現在ではトラ
フグの広域資源管理とクロマグロの漁獲管理に関する議題が主体とな
っております。これまでの委員選出にあたっては学識委員の方を中心
に選出しておりまして、第22期につきましても引き続き学識の方を
という事で中島委員さんをご提案したいと思っております。

濱本会長 ただ今、事務局案の説明がありましたが、意見はありませんか

(異議なしの声)

濱本会長 特に意見もないようですので、第4号議案の日本海・九州西広域漁
業調整委員会委員は、事務局案のとおり、中島委員さんに決定いたし
ます。

続いて報告事項1、「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロッ
ク会議の結果について」事務局から報告をお願いします。

伊藤書記 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、事務局から報告がありましたが、どなたかご意見、質問は
ありませんか。

(質疑なし)

濱本会長 続いて、報告事項2、「響灘連合海区漁業調整委員会の結果について」
事務局から報告をお願いします。

伊藤書記 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、報告がありましたが、どなたかご意見、質問はありませんか。

(質疑なし)

濱本会長 続いて、報告事項3、「島根・山口連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局から報告をお願いします。

伊藤書記 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、報告がありましたが、どなたかご意見、質問はありませんか。

(質疑なし)

濱本会長 続いて、報告事項4、「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」水産振興課から報告をお願いします。

天社主幹 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、報告がありましたが、どなたかご意見、質問はありませんか。

(質疑なし)

濱本会長 続いて、報告事項5、「その他」について、水産振興課から報告をお願いします。

松永主査 (資料に沿って説明)

濱本会長 ただ今、報告がありましたが、どなたかご意見、質問はありませんか。

久原委員 今、魚探やソナーという説明がありますけども、大体漁業者だったらアジ、サバ、イワシの反応と青物の反応は見たらわかります。だからその撮影だけは徹底してほしい。

松永主査 はい、そこは必ず。その辺のルール作りと、実際に反応を見てアジ

を巻いたというときに県のほうも魚探を見て分からないこともありますので、そういう意味で実際に乗船をして…

久原委員 大体まき網をやっていたから分りますよ。青物とアジは反応が全然違います。見たらわかります。

松永主査 その辺は連合会の中でもきちんと話をしていきます。

森澄委員 今の話の中で、大体漁師は今言われた通りに皆どんな反応かは分かっている中で、魚群探知機の反応の画像を撮影して調べると言われたのですが、仮に調べても違反にはならないのか。アジ、サバ目的としてやっている行為で、それで入ったという話の中で、どうやって判断するのか？

松永主査 日々の操業で、今日ほどここの漁場に行こうと、ある程度漁場でここはアジの漁場だというのがるかと思えます。

松永主査 その辺の漁場選定、実際にソナー、魚探での魚群の反応を見て、これは違うな等を判断されると思うのですが、その際の記録を撮って保存していただく、そして後で実際にイサキが大量に獲れた、混獲されたという話になったときに、あれはおかしいのではないかという話が県に入ってきたときに、その辺の操業記録がタブレットの中に魚群探知機であったり試し釣りであったりの画像が記録されていると思いますので、それを見て当日の操業がどうだったのかというところを確認してアジ、サバ、イワシ以外を目的にしているような例があればそれはまた対応を考えることとなる。

森澄委員 漁師だって皆、まき網だって皆漁師だって分かっているけど、イサキに限っては沖合のイサキが入って来る。その時期というのも分かっているし瀬もわかる。その中で操業していて、どこの瀬でって、良い船頭は1年間何の魚が入るかというのを皆記録している。そんな中で操業してこれはアジかサバという中で、今、久原さんが言われたように、昨日や今日漁師をしたのではない。今の説明は机の上の算用であって、網業者はもう皆、その辺はわかっている中で操業する。今までの経験の中で、まき網が全部違反するのではなく、違反する船は限られている。その辺をどのように指導するのか。違反しても指導なしで、ツーツーで通されるからこの違反が止まらない。だからこんなような机の上の算用を説明して漁師が一本釣りの所にこれを説明して納得するかって言うたら、私は自信がない。

藤田委員

私の考え方は、罰則規定が大きく厳しくなっている。そういう中であって、海の状況が青物なら青物、イサキならイサキ、アジならアジとはっきり別れた反応ならわかります。私も漁師を何十年もやって来ているから分かります。がしかし、今山口県の外海の海の海況は全くその通りであるかと言ったら、大きく変わっている。変わっている中で、瀬付く時期、イサキ等が瀬付く時期は4月、5月、6月。イサキが子を持った時は瀬付くので、その時には完全にわかりますけれども、これが子を落として野間に行ったときは、アジとイサキの反応を見ても、絶対に分かりませんよ。まき網が萩に4ヶ続きます、長門にも1ヶ続、下関に1ヶ続おります。これらは非常にこの厳しい状況の中でやっている。混獲というものがなくなったら、恐らく皆潰れますよ。それで、この鍵と言うのは何かと言え、やっぱり魚種が分からないときがありますよ。それをやっぱりやらすべき。そしてそれを尚且つ3の③にあるようにこれをしっかり守って、そしてまき網側は今まで以上に襟を正していく、それをやらして行けば、私はスムーズに行くのではないかという気がします。そうしてやらないと、ただ「違反だ、違反だ、違反だ」ばかりを言っていたら外海の漁協は潰れますよ。皆さん、そこををよく考えて、漁師の操業のやり方というものを考えていかないと、私はそこを強く皆さん方に訴えたいと思いますね。だから、こういうことをやれば、また私はいつもまき網の者にも言っているのですけれど、もう少しと襟を正せと、襟を正してやれと、だからそういう捉え方をしたら襟を正しますよ。今まで混獲をやって、イサキをたくさん獲ったという話を私らもたくさん聞きますよ。再々ありました。がしかし、こういう事をきちんと守って、そして写真やら撮って、記録をきちんとつける。襟を正して守っていけば、今までのような違反は少なくなりますよ。私はそう思います。これは久原さんもまき網をやられていたから分るのですけれど、やっぱり我々海区調整委員として頑張っていく、私たちの義務があると思いますよ。ただ一本釣りが言うから、はい違反、違反じゃない、そんなものじゃないですよ。海区調整委員の我々の仕事というものは、やっぱりそこまで見たことをやっていかないと、調整にはならないと思いますよ。

久原委員

今回罰則が厳しいですからね。

藤田委員

これだけ厳しくなった中でいつもまき網の者に会うたら「お前ら、今まで以上に襟を正してやれよと。それで混獲だったらしょうがない。あれはしょうがないと思われるような操業の仕方をやりなさい」とそういう形で我々が指導者として現状をしっかりと見極めて、どちらが正しいかを見抜いていかなければならない。ただ違反、違反、違反ばかりをつついていたら、この山口県の外海の漁協の発展はなくなり

ますよ。以上で私の考えを終わります。

濱本会長 よろしいですか。

委員 はい。

濱本会長 そのほかで何か事務局の方から。

土井事務局長代理 (参考資料を説明)

濱本会長 以上で本日の委員会を終了します。
慎重な御審議ありがとうございました。

(14:55 終了)